厚真町起業化支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　町では、町内において、起業に向けた取組を支援するため、起業時における開業経費等の必要な経費の負担を軽減することにより、新たな起業への取組を奨励し、それをもって地域経済の活性化を図り、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、厚真町補助金等交付規則（平成４年規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。

(1)　起業　次のいずれかに該当する場合をいう。ただし、日本標準産業分類に基づく農家民泊以外の農業、薪及び木炭の製造以外の林業、漁業、金融・保険業、学校教育、医療・福祉、公務及びこれに類する事業並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）の許可を必要とする事業をする場合を除く。

ア　町内で事業を営んでいない個人が所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２２９条に規定する開業の届出により、厚真町内に事業拠点を設け、新たに事業を開始する場合

イ　町内で事業を営んでいない個人又は厚真町外で事業を営む法人が厚真町内に事業拠点を設け、新たに会社を設立し、事業を開始する場合

ウ　町内に住所を有する農林漁業者が、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成２２年法律第６７号）第５条の規定に基づく総合化事業計画の認定を受けた場合、総合化事業計画の認定を目指す場合、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成２０年法律第３８号）第４条の規定に基づく農商工等連携事業計画の認定を受けた場合及び農商工等連携事業計画の認定を目指す場合

(2)　起業の日　個人事業者の場合にあっては、開業の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。法人の場合にあっては、会社設立の日、事業開始の日又は客観的に事業に着手していると認められる日をいう。

(3)　地域おこし協力隊　地域おこし協力隊推進要綱（平成２１年３月３１日付け総行応第３８号）に定められた者で、同条第１号アの町内で事業を営んでいない個人とみなすこととする。

(4)　その他助成金等　本補助金の交付対象事業の内容を対象とした国、北海道、又はその他支援団体等から受給する補助金若しくは助成金等をいう。

(5)　 審査委員会　事業計画の審査機関として、町長が設置する厚真町起業化支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）をいう。

（補助金の交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、町長が適切でないと判断した場合は、この限りではない。

(1)　補助事業の年内において起業を予定している者又は本要綱第７条に定める厚真町起業化支援事業認定申請書（以下「認定申請書」という。）を提出する日の２年前の日の属する年の１月１日以降に町内において起業をしている者（本要綱第４条第１項第２号に定める複数年の事業執行が認められた場合は、起業の日から起算して、規則第６条の補助金等交付申請書（以下「交付申請書」という。）を提出するまでの間が３年を経過していない者。ただし、地域おこし協力隊はこの限りでない。）

(2)　本補助金の交付申請を行う日において、現に厚真町内に住所を有する個人または、本補助金の交付申請を行う日において、現に法人登記簿上の本社所在地を厚真町内に置く法人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成１１年法律第１８号）第２条で定める中小企業者に限る。）

(3)　市町税等の公租公課を滞納していない者

(4)　厚真町暴力団の排除の推進に関する条例（平成２４年条例第２０号）

第２条に規定する暴力団又は暴力団員に該当しないこと

(5)　事業者等の常時使用する従業員数が１０名未満の者

(6)　法人等の役員が同条同項第４号に該当しないこと

（補助金の交付対象事業）

第４条　補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の第１号及び第２号に掲げる事業とする。ただし、本要綱第２条第１項第１号に定める事業及び町から補助金若しくは助成金等の交付を受給する、又は受給した事業は除く。

　　(1)　新規開業支援事業　起業するための事業

　　(2)　事業化支援事業　安定的な事業継続を図るために行う事業

２　同条１項第１号の事業において交付された第５条で定める補助金額が、補助限度額に達しなかった場合は、交付された補助金額を補助限度額から控除した額を限度として、同条１項第２号の事業における補助金とすることができる。

３　町長は、事業化支援事業で複数年の事業執行を認めることができるものとする。

（補助対象経費等）

第５条　補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

２　町長は、補助対象事業を行うために必要な経費であって、必要かつ適当と認めるものについて、補助限度額の範囲内において補助金を交付する。

３　その他助成金等の交付を受給する、又は受給した場合には、その他助成金等相当額を本補助金の補助対象経費から控除する。

４　補助対象経費は本要綱第９条に定める提案された事業計画が認定された日（以下「事業認定日」という。）以降の経費とする。

（補助金の交付対象期間）

第６条　補助金の交付対象となる期間は、事業認定日の属する年度の４月１日から翌年の３月３１日までとする。ただし、個人が事業化支援事業を複数年で執行する場合は、事業認定日の属する年の１月１日から１２月３１日までとする。

２　事業化支援事業で複数年の事業執行をする場合、２年度目以降の補助対象期間は４月１日から翌年の３月３１日までとする。ただし、個人の場合は、前年度の１月１日から当該年度の１２月３１日とする。

３　事業化支援事業が複数年にわたる場合の各年の補助金の合計額は、補助限度額の範囲内とする。

４　補助金の交付対象期間の終期は、起業の日から３年後の応当日の前日までとする。

５　地域おこし協力隊の交付対象期間は、任期最終年度またはその翌年度の１年度限りとする。

　（事業計画の提案）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、町長に事業計画を提案し、認定を受けるものとする。

２　事業計画の提案は、町長に対して次の各号に掲げる書類を提出することにより行うものとする。

　(1)　認定申請書（様式第１号）

　(2)　事業計画書（様式第２号）

　(3)　収支予算書（様式第３号）

　(4)　町税等の状況調査同意書（様式第４号）

　(5)　その他助成金等の交付決定書等の写し（受給する又は受給した場合に限る）

　(6)　その他町長が必要と認める書類

３　応募者が町内に住所を有さない個人又は、町内に事業拠点を有さない法人の場合は、前項の各号で定める書類の他に、住所又は事業拠点を有する市町村の市町村税等の滞納がない証明書を提出することとする。

　（審査委員会の設置）

第８条　町長は、前条で定める事業計画の審査のため、審査委員会を設置する。

２　町長は、前条で定める事業計画の提案があったときは、審査委員会を開催し、選考結果の報告を受ける。

３　町長は、その他助成金等を受給する者又は受給した者で前条第２項第５号の書類を提出した者に限り、審査委員会の審査を簡便することができる。

　（事業計画の認定）

第９条　町長は、前条第２項に定めによる審査委員会の報告を踏まえ、事業計画の認定の可否を決定するものとする。

２　町長は、前項の場合において必要があるときは、事業計画に意見を付して認定を行うことが出来る。

３　町長は、事業計画を認定したときは、応募者に通知するものとする。

（補助金の交付申請）

第１０条　事業計画の認定を受けた応募者（以下「補助申請者」という。）は、別に指定する期日までに次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

(1)　補助金等交付申請書（規則様式第１号（第６条関係））

(2)　事業計画書（様式第２号）

(3)　収支予算書（様式第３号）

(4)　法人の場合は、登記事項証明書及び定款の写し

(5)　その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第１１条　町長は、前条の申請書を受理したときは、規則第７条の規定に基づき、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められるときは、補助金の額を決定し、補助金等交付指令書により補助申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更）

第１２条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）が、補助金の内容に関し計画を変更しようとするときは、規則第９条第１項の補助金等変更承認申請書を町長に提出しなければならない。

２　町長は前項の申請書を受理したときは、規則第９条第２項に基づき、その内容を審査し、変更を承認したときは、補助金等変更指令書により補助決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第１３条　補助決定者は、補助事業が完了したときは、次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

1. 補助事業等実績報告書（規則様式第８号（第１３条様式））
2. 事業報告書（様式第５号）
3. 収支決算書（様式第６号）
4. 補助対象経費に係る領収証等の写し
5. その他町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第１４条　前条の規定による通知を受けた補助決定者は、速やかに町長に対し

て補助金の交付を請求するものとする。

２　事業の性質上、その事業の完了前に補助金の交付する必要があると認めた

ときは、一括又は分割により概算払をすることができる。

３　概算払を受けようとする補助決定者は、規則第１０条に定める補助金等概

算払請求書を町長に提出しなければならない。

４　第４条第２号に定める事業化支援事業で複数年の事業執行を行う場合は概算払の交付は認めない。

（補助金の額の確定）

第１５条　町長は、前条の規定により報告を受けたときは、規則第１４条の規定に基づき、その内容を審査し、交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助決定者に通知するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第１６条　町長は、次の各号いずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し又は補助決定者に対し補助金の一部又は全部の返還を求めることができる。

(1)　第３条に規定する補助金の交付対象者の要件を欠くに至ったとき。

(2)　起業の日から起算して５年以内に営業を休止、廃止、移転、売却及び譲渡等したとき。

(3)　虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(4)　その他町長が不適当と認めたとき。

２　町長が補助決定者にやむを得ない理由があると認めるときは、当該補助決定者の申し出により、補助金の返還の命令の一部又は全部を取り消すことができる。

（成果の発表等）

第１７条　町長は、補助事業に係る事業の創業状況及び雇用状況等についての報告を求めることができることとする。また、町長は必要に応じて成果等の発表を行わせることができることとする。

　（専門家の経営指導等）

第１８条　町長は、必要に応じて事業者等に専門機関の経営指導等を受けさせることができるものとする。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の要綱の施行の際、現に提出されている補助金等交付申請書（様式第１号（第６条様式））は、改正後の要綱に基づき提出されたものとする。

３　この要綱の施行の日前に旧厚真町起業化支援事業公募要領の規定により認定された事業については、なお従前の例による。

別表（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 交付対象事業 | 補助対象経費（区分・経費の内容） | 補助金の額 |
| 事業名 | 事業内容 | 補助率 | 補助限度額 |
| 新規開業支援事業 | 起業するために必要な施設の建築及び改修等を行う事業 | 左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額報償費専門家謝金等旅費国内旅費（職員・専門家）役務費設立登記費等委託費マーケティング調査費、検査・分析等の委託費、外注加工費、デザイン開発費、プログラム開発費、会社設立登記に係る書類作成委託費等工事請負費事務所、店舗の建設費、改修費等備品購入費設備、機械装置等の購入費等上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費 | １／２以内 | ２００万円町長が別に定める区域の空き店舗を活用した場合は、２５０万円 |
| 事業化支援事業 | 安定的な事業継続を図るために行う事業 | 左欄に掲げる事業に要する経費のうち、次に掲げる経費の合計額報償費専門家謝金等旅費国内旅費（職員・専門家）需用費印刷製本費（ポスター、チラシ）、消耗品費、原材料費、資材費等役務費広告宣伝費、通信運搬費、出展料等（設立登記費を除く。）委託費マーケティング調査費、検査・分析等の委託費、外注加工費、デザイン開発費、プログラム開発費等（会社設立登記に係る書類作成委託費を除く。）使用料及び賃借料建物、土地、設備、機械装置等の借入費等備品購入費設備、機械装置等の購入費等償還費建物、備品等の借入金の償還費上記に掲げるもののほか、町長が必要かつ適当と認める経費 | １／２以内 | ２００万円町長が別に定める区域の空き店舗を活用した場合は、２５０万円 |